

外国法事務弁護士による 国際仲裁代理等に関する検討会 報 告 書

平成30年9月25日
外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会

<目 次>

第1 はじめに	・・・	1
1 検討会設置の経緯		
2 現行制度の見直しの必要性等		
第2 「国際仲裁事件」の範囲について	・・・	2
1 前提		
2 要件①（「国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件」）の要件）について		
3 要件②（当事者の全部又は一部が外国に住所等を有する者であるもの）について		
4 その他の要件について		
(1) 実体的法律関係が渉外的性格を有する場合について		
(2) 外国を仲裁地とする場合について		
5 その他の検討事項		
6 小活		
第3 国際調停代理について	・・・	7
1 前提		
2 国際調停代理の規定の整備について		
第4 その他	・・・	9
第5 終わりに	・・・	10
資料	・・・	11

第1 はじめに

1 検討会設置の経緯

外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士でない外国弁護士（以下両者を合わせて「外国法事務弁護士等」という。）の国際仲裁代理については、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）の平成8年改正により関連規定が整備され、これにより一定の範囲で仲裁代理が可能とされ、運用されてきたところである。

他方、平成29年9月から開催されている「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が本年4月に取りまとめた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」において、「外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化やその見直しの要否を検討」すべきとされるなど、昨今、国内における国際仲裁活性化のための基盤整備の取組の一環として外国法事務弁護士等による国際仲裁代理に関する制度の見直しの必要性が指摘されるに至っている¹。このような状況を受け、外国法事務弁護士等による在るべき国際仲裁代理を検討するため、本検討会が設置されたものである。

2 現行制度の見直しの必要性等

国際仲裁手続は、一般に、一方当事者がいわゆる外国企業である場合及び当事者双方が外国企業である第三国仲裁の場合があるところ、これら外国企業は国際仲裁事件の代理を当該外国の法について知見のある外国法事務弁護士等に依頼する場合が多いことからすれば、当事者が仲裁地ないし仲裁実施地を選択する際には、国際仲裁事件の外国法事務弁護士等による代理について、より規制が緩やかな国が指向されるものと考えられる。

それを前提に諸外国の制度を見ると、特に、アジア地域において高い国際仲裁申立件数を誇るシンガポール及び香港では、仲裁事件の代理については資格による制限は課されていない。オーストラリアにおいても国際商事仲裁事件については同様である。また、米国のうち、例えばニューヨーク州においては、同州において法律事務を行うための承認を受けていない外国弁護士であっても、実効的な監督及び懲戒に服している等の者は、仲裁代理を行うことが許容されている。また、カリフォルニア州においては、国際商事仲裁事件において、当該外国弁護士が承認を受けた法域と実質的関連性のある事件に起因し、又は

¹ 各機関の統計資料によれば、シンガポールのS I A Cは452件（2017年）、香港のH K I A Cは262件（2016年）の仲裁申立件数があるのに対し、日本のJ C A Aは16件（平成28年度）である（いずれの件数も国際仲裁・国内仲裁を含む。）。

これに合理的に関連する法律事務を行うことができる等の外国弁護士の代理を認める法案が近時成立している。

このように、国際仲裁の利用が活発な諸外国においては、外国弁護士による仲裁代理の規律は大きく緩和されている状況にあることを踏まえると、我が国における国際仲裁が指向され、活性化されるためには、外国法事務弁護士等による国際仲裁代理についても更なる緩和に向けた検討が必要となっているものと考えられる。

第2 「国際仲裁事件」の範囲について

1 前提

外弁法において外国法事務弁護士等が手続を代理することができる「国際仲裁事件」は、

- ① 国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であり（要件①）、
- ② 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店（以下「住所等」という。）を有する者であるもの（要件②）とされている（外弁法2条11号）。

上記のうち、要件②について、当事者の住所等のみをもって「国際仲裁事件」の基準としたのは、「国際仲裁事件」が、外弁法第3条から第5条の違反に基づく懲戒又は弁護士法第72条違反に基づく刑事罰の適用を除外するための範囲を画するものでもあるから、その外延を明確なものにする必要があるとされたこと等を理由としている。このように、現行の「国際仲裁事件」の範囲は、明確な基準として、当事者に高い予測可能性を与え得るものと評価される。

一方で、この要件については、外国企業の子会社である日本法人間の紛争に外国法事務弁護士等が関与できず、こうした弁護士に依頼したいと考える外国企業が、日本を仲裁地とすることを避ける傾向があると指摘されるなど、外弁法上の国際仲裁代理の規律が、当事者にとって日本を仲裁地又は仲裁実施地として選択する上でのハードルの一つとなっている現状が指摘されている。

以上の点を踏まえ、本検討会において、弁護士法等の趣旨を踏まえつつ、我が国が国際仲裁事件において仲裁地又は仲裁実施地として選択されやすいものとなるため、要件①及び要件②に関し、その見直しについて検討を行った。

2 要件①（「国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件」の要件）について

現行法における「国際仲裁事件」は、「国内を仲裁地」とする仲裁事件である必要があるが、法的には仲裁地と（実際に審問手続等を行う場所である）仲裁実施地は必ずしも一致している必要はない上（仲裁法28条3項）、実務上も、シンガポールを仲裁地としていながら審問手続をシンガポール以外の国で行ったり、あるいは、複数の国にまたがってオンラインで審問手続を行うことなどが広く行われている。

現行制度は、このような外国を仲裁地として我が国で審問手続を行う場合に対応していないところ、現行法によれば、紛争当事者がいずれも外国企業であって仲裁地を外国とする旨を合意している仲裁事件について、審問手続の一部を国内で実施する場合には、当該事件は「国際仲裁事件」に該当せず、外国法事務弁護士等が代理することができないこととなるが、これは明らかに不合理であるなどとして、この点の見直しをすることについて賛同意見が大勢を占めた。こうした議論を踏まえ、本検討会においては、「国内を仲裁地とする」との要件は撤廃する方向で検討すべきであるとの結論を得た。

3 要件②（当事者の全部又は一部が外国に住所等を有する者であるもの）について

(1) 日本に主たる事務所又は本店を有する日本法人が仲裁当事者となっている場合であっても、その親会社が外国企業である場合等については、当該子会社である日本法人が例えば契約を締結する等の意思決定をする際には、当該親会社の意向が働いている可能性が類型的に高く、このような場合に外国法事務弁護士等が当該子会社である日本法人の代理人となることを認めるべきとの実務的な観点からの意見が多く、この点を見直すべきニーズは高いものと考えられる。

他方において、本検討会においては、外国企業を親会社とする日本法人が行う取引の全てが渉外性を有するものとは限らず、純国内的性格を有する取引について、親会社が外国企業であるといった理由のみから直ちに「国際仲裁事件」と認めて良いのかとの懐疑的な意見もあったが、上記のとおり、類型的には子会社の意思決定に親会社である外国企業の意向が影響していると考えられ、かつ、こうした場合には、証人等の関係者も当該外国に多くいる場合も多いと考えられることから、当事者の全部又は一部の親会社が外国企業である類型については、当事者が外国に住所等を有する場合に準じて、紛争の実体的側面における渉外性の有無にかかわらず「国際仲裁事件」に含めることに賛同する意見が多数を占めた。

なお、本検討会においては、仲裁当事者である日本法人の親会社が外国に主たる事務所又は本店を有する場合を念頭に検討を行ったが、外国に住所を有する個人が仲裁当事者である日本法人の株式又は持分の過半数を有する場合等についても同様に考えられることとされた。

(2) 具体的にこのような類型に該当するケースについて、本検討会においては、仲裁当事者である日本法人の100パーセント親会社が外国企業である場合には、当該日本法人と当該外国企業である親会社とを同一視することができるとして、かかるケースについて国際仲裁事件とすべきという点に異論はなかったが、必ずしも100パーセント親会社に限る必要はないのではないかとの意見があった。他方、本規定が弁護士法72条等の適用範囲を画するものであるとの観点から、具体的かつ明確な基準とすべきとの意見が出された。

これらの意見を踏まえ、本検討会では、仲裁当事者の議決権のある発行済株式又は持分の過半数を単独で有する者が外国に住所等を有している場合には、類型的にその意思決定に外国に住所等を有する者の意向が影響しているといい得ることなどから、これを「国際仲裁事件」として扱うべき代表例とすべきとされた。

他方、これに類するケースについて、本検討会では、例えば、仲裁当事者の親会社及びその100パーセント親会社が株式を共同して持っていて、これを合算すると当該仲裁当事者の発行済株式の過半数を超える場合なども同様に取り扱うべきとされるなど、各種のケースが提案されたところである。もっとも、これらを網羅的に法律で定めることは困難であり、その時々のニーズ等を踏まえ、政省令において規定することが現実的かつ臨機応変な対応ができるところを望ましいのではないかとの意見も出された。

そこで、こうした議論を踏まえ、明確かつ具体的な基準であることが必要であるということを前提としつつ、本検討会における意見を十分に踏まえ、当事者の議決権のある発行済株式又は持分の過半数を有する者が外国に住所等を有している場合のほか、これに類する場合を政省令に委任することも含めて関係機関において適切に対応することが相当であるとされた。

4 その他の要件について

本検討会においては、上記2及び3記載の要件のほか、以下の観点から、国際仲裁事件の要件をどのように定めるべきかが議論された。

(1) 実体的法律関係が渉外的性格を有する場合について

国際的なルールを見ると、UNCITRAL国際仲裁モデル法では、「国際」仲裁か否かの基準の一つとして、「商事関係の義務の実質的な部分が履行されるべき地、もしくは紛争の対象事項と最も密接に関連を有する地」が当事者の営業所の所在する国外にあること等として、実体的な権利義務ないし法律関係が外国に最も密接に関連しているか否か等をその基準としているところ、国際仲裁の活性化という観点からは、「国際仲裁事件」の意義は、このような国際的な基準と合わせることが望ましいものと考えられる。

本検討会においては、例えば、義務履行地や物件所在地が外国にある場合等についても、実体的法律関係が外国に密接に関係する場合と考えられるのではないかといった意見や、外国における国際仲裁代理の規定を参考に、代理しようとする外国法事務弁護士等の原資格国と実質的関連性のある事件などについて国際仲裁代理を認めても良いのではないかといった意見があった。

他方で、上記3の要件（当事者が外国に住所等を有する場合）及び後記(2)の要件（仲裁地が外国である場合）のいずれにも当たらぬい事案は、一般的には純国内的事案とみられるのが通例であり、それでもなお実体準拠法が外国法とされる場合としては、例えば、海外プロジェクトに多数企業が関わっているケースでは、プロジェクト全体として当該外国法を準拠法と定めており、たまたま日本法人同士が紛争当事者となった場合でも、当該外国法が準拠法として定められている場合などが挙げられた。このようなケースを「国際仲裁事件」と扱う必要性は高い一方で、日本に住所等を有する紛争当事者同士であって、かつ日本を仲裁地とするようなケースにおいて、準拠法が当事者の合意で定まっていないといった場合を「国際仲裁事件」として扱う必要があるか疑問との意見も出された。

以上を踏まえ、実体的な権利義務ないし法律関係が渉外性を有する場合のうち、典型的なものとしては、仲裁判断において適用される実体準拠法が外国法と当事者が合意している場合を「国際仲裁事件」に含めることとし、本検討会で提案された他の要素については、弁護士法第72条等の適用範囲を画するものとして明確かつ具体的な基準である必要があるとの観点から、更に慎重にこれを検討すべきものとされた。

なお、本検討会においては、争点の一部についてのみ準拠法が外国法である場合についてどのように考えるべきかとの問題提起がされたところ、このような場合が「当事者が準拠法を外国法と合意し

た場合」に当たるか否かの個別の判断になると考えられるため一概には決められないものの、一般的には、主たる争点の準拠法が当事者が合意した外国法である場合には、当該要件を満たすと判断されると考えられる点において特段の異論は示されなかった。

(2) 外国を仲裁地とする場合について

本検討会においては、上記2の要件①と関連し、これを更に進め、外国を仲裁地とする事件を、それのみによって一律に「国際仲裁事件」として扱うべきか否かについても議論が交わされた。

紛争当事者や紛争の実体的法律関係がいずれも国内のみにあるような純国内的事案について、仲裁地だけを外国とすることによりこれを国際仲裁事件と扱うことについて慎重な検討が必要との意見も出された一方で、外国を仲裁地とする事件については当該外国の仲裁法が適用されることや仲裁判断後の取消申立てが当該外国の裁判所の管轄に属することなどから、当該事件は手続的な渉外性を有しているとして、これを「国際仲裁事件」として扱うことを肯定する意見が多く、最終的には、外国を仲裁地とする事件は「国際仲裁事件」と扱うこととされ、したがって、外国を仲裁地とし、我が国国内においてヒアリング等の仲裁手続を実施する等の場合には、一律に外国法事務弁護士等の代理を認めることとされた。

5 その他の検討事項

本検討会においては、「国際仲裁事件」の要件充足の基準時について、仲裁手続のどの段階で備えていることが必要か、特に、実体準拠法については、仲裁手続開始後でも当事者の合意で変更した場合にはその効果が遡及する場合もあり得ることから、これらについて、どのように考えるべきかとの問題提起がされたところ、一般的には個々の代理行為を行った時点で要件を備えている必要があり、事後的に準拠法が日本法に変更された場合でも、遡及して代理行為が違法無効となるとまでは解されないとの意見が多数を占めた。

6 小括

以上を踏まえ、本検討会としては、「国際仲裁事件」の範囲を拡大するため、国内を仲裁地とするとの要件を削除した上で、上記3及び4の趣旨に沿って、そのいずれかの要件を満たせば「国際仲裁事件」に該当することとなることを前提に、これらの規定を整備することを関係機関に対し要望することとされた。

第3 国際調停代理について

1 前提

外弁法においては、外国法事務弁護士等による調停事件の代理について何ら規定がない。そこで、本検討会においては、外国法事務弁護士等による国際調停代理について、何らかの規定を設けるべきかどうかにつき検討が行われた。

2 国際調停代理の規定の整備について

(1) 本検討会においては、外国法事務弁護士等の国際仲裁代理が認められているのに、同じ裁判外紛争解決手続であって、仲裁よりもソフトな手続である調停事件について外国法事務弁護士等による代理が認められていないのは合理性がないのではないか、国際調停の活性化は国際仲裁の活性化と並び国際的な潮流であるなどとして、外国法事務弁護士等による国際調停代理を認めることを明文化すべきであるとの意見が大勢を占めた。

また、この点につき、一部の国際調停実施機関からは、国際調停は国際仲裁と補完関係にあるものである等として、外国法事務弁護士等による国際調停代理の規定を早急に整備することを求める意見書が法務大臣宛に出されたほか、本検討会の事務局が行った国際調停実施機関に対するヒアリング結果によれば、実務上、仲裁手続に先立ち、調停を前置する多段階的紛争解決条項が利用されているが、外国法事務弁護士等による国際調停代理が認められていなければ、このような紛争解決条項を定めるに当って、仲裁地又は仲裁実施地の候補から日本が除外されることとなる等の意見が出され、我が国における国際仲裁活性化のためにも、外国法事務弁護士等による国際調停代理の規定を整備する必要性が高いことが示された。

このような意見等を踏まえ、本検討会においては、外国法事務弁護士等による国際調停代理についての規定を整備すべきとの方向で意見の一一致を見た。

(2) 具体的な整備の方針について

ア 現行法上、外弁法5条の3において、外国法事務弁護士等が代理することができる手続を「国際仲裁事件の手続（当該手続に伴う和解の代理を含む。）」と規定しており、その文言から、仲裁付託後の調停手続の代理は可能であるが、仲裁付託前の調停手続の代理はできず、アンバランスな状態となっていることから、これを解消すべきとの意見が出され、この意見に対して特段の異論は示されなかった。

そして、例えば、契約に関する紛争であっても、当該契約の紛争解決条項として裁判が選択されて規定されているものや、紛争解決条項そのものがない契約も相当数存在するところ、これらの紛争解決の手段として調停が適切な場合も多数存在すると考えられることから、仲裁合意がある事件はもとより仲裁合意がない事件についても、外国法事務弁護士等の国際調停代理を認めるべきとの方向性が示された。

イ 具体的な整備の方向性としては、国際調停事件としての「国際」性の基準は、基本的には、「国際仲裁事件」の定義規定に掲載した規定を整備することとするのが適當（ただし、仲裁とは異なり、調停は「調停地」の概念がないため、留意が必要である。）と考えられた。

もっとも、調停は、仲裁とは異なり、国内において様々な主体が様々な類型の事件を既に取り扱っていることから、本検討会では、特に、国際調停事件の対象となる事件の範囲を巡って議論が行われた。

この点について、現行法上、国際仲裁事件は、民事に関する仲裁事件としている一方で、仲裁合意を前提としていることから実際に仲裁手続が行われるのは企業間の取引紛争に限定されていること、国際的に見ても、企業間の取引紛争等の商事紛争については、外国弁護士による調停代理が一般的に認められる傾向にある一方で、民事紛争の中でも、家事紛争、労働紛争ないし消費者紛争といった紛争は必ずしも同様の取扱いではなく、むしろ、こうした紛争は外国法が準拠法とされる場合であっても日本の強行法規が適用され得る（法の適用に関する通則法11条、12条）ことから、日本法の知見が必要となるため、別途の考慮が必要である等の意見が出された。こうした意見を踏まえ、基本的には、企業間の取引紛争等の商事紛争を前提とし、国際調停代理の規定を整備すべきとされた。

なお、ここでいう商事紛争とは、典型的な商事に係る契約紛争のみならず、商事に係る取引交渉過程で生ずる紛争を始め、近時の国際商事紛争の状況を踏まえて広く捕捉できるような規律とすべきとの意見が出された。

上記の議論を踏まえ、本検討会としては、関係機関に対し、国際調停事件の対象事件の範囲については、商事紛争以外の家事紛争等についても引き続き検討することが必要であることを指摘す

る一方で、まずは外国法事務弁護士等による商事紛争に関する国際調停事件の代理についての規定の整備に向け、前向きな検討をするよう要望することとされた。

第4 その他

上記のほか、外国法事務弁護士でない外国弁護士の国際仲裁代理の要件についても検討がされた。現行法上、外国法事務弁護士でない外国弁護士については、

- ① 外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く。）であって
- ② その外国において依頼され又は受任した

場合に、代理をすることが認められている（外弁法58条の2）ところ、上記要件②の趣旨は、外国法事務弁護士でない外国弁護士が我が国において事務所を構えて集客を図った上で、国内で国際仲裁代理を行うことを防止すること等にあるとされてきた。

本検討会においては、外国弁護士が国内において事務所を構えて国際仲裁事件の集客をすること自体が現実には起きにくいのではないか、集客防止という目的と規定の内容が合致していないのではないか、情報通信技術の発達により容易に日本企業が外国弁護士とコンタクトをとることが可能となっている状況で、本要件を存続させる合理性があるのか疑問である等の意見が出された。

一方で、本要件は、あくまで外国法事務弁護士としての登録をしていない外国弁護士が、日本国内に拠点を構えて集客を図った上で、国内で国際仲裁代理を行うことを防止する趣旨であり、このような行為を防止する必要性は現在もなお存在することから現にある本要件を削除することには慎重であるべきとの意見も出された。

さらに、本要件は、上記のとおり、外国法事務弁護士として登録していない外国弁護士が日本国内において拠点を設けて集客を図り、その中で事件の依頼又は受任をすることを禁止しようとするものであり、例えば、日本から電子メール又は郵送等により外国で業務に従事する外国弁護士に事件を依頼し、外国で受任がされたり、たまたま外国弁護士が来日している際に事件の受任を打診し、外国において受任が承諾されるといった依頼又は受任の方法等を禁止するものではなく、本要件の存在によって具体的な支障を生むことはないとの意見が出された。一方で、具体的な委任や受任の方法が要件に合致するものかを確

認すること自体が企業にとってはコストであり、かつ、リスク要因でもあるとの意見も出された。

以上のように、本要件の撤廃について積極・消極双方の意見が出されたところであり、本検討会においては、本要件の撤廃の是非について、上記議論を踏まえ、関係機関において、十分検討の上、必要な対応をするよう要望することとされた。

第5 終わりに

以上を踏まえ、本検討会としては、関係機関に対し、本報告書の趣旨に沿って、上記第4記載の課題等について引き続き真摯な検討を行うとともに、上記第2及び第3記載の国際仲裁事件の範囲の拡大及び商事紛争に関する国際調停代理の規定の整備を早期に図るよう要望することとされた。

<資料目録>

別添1 検討会の構成員	・・・ 12
別添2 検討会の開催状況	・・・ 13
別添3 各国制度の概要	・・・ 14
別添4 ヒアリング実施結果報告	・・・ 19
別添5 外国法事務弁護士登録者数等	・・・ 23
別添6 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法改正の経過	・・・ 24

検討会の構成員

※ 敬称略、五十音順

座長	松下 淳一	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
委員	出井 直樹	(弁護士)
同	垣内 秀介	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
同	加藤 裕子	(三菱商事法務部コンプライアンス総括室次長)
同	亀井 正博	(富士通法務・コンプライアンス・知的財産本部シニアエキスパート)
同	竹下 啓介	(一橋大学大学院法学研究科准教授)
同	ディビッド・ケイス	(外国法事務弁護士)
同	手塚 裕之	(弁護士)
同	道垣内 正人	(一般社団法人日本商事仲裁協会特定業務執行理事(仲裁・調停担当))
同	ピーター・コーニー	(外国法事務弁護士)

(オブザーバー)

法務省大臣官房国際課
法務省民事局
外務省経済局国際貿易課サービス貿易室

(事務局)

法務省大臣官房司法法制部
日本弁護士連合会

検討会の開催状況

第1回（平成30年8月31日）

- 委員の紹介
- 会議の運営についての説明
- 検討事項及びスケジュールについての説明
- 「国際仲裁事件」の範囲、外国受任要件等について意見交換

第2回（同年9月11日）

- ヒアリング実施経過報告
- 資料の説明
- 「国際仲裁事件」の範囲、外国受任要件、国際調停事件の代理についての意見交換

第3回（同年9月25日）

- 「外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会」報告書（案）についての意見交換
- 報告書取りまとめ

各国制度の概要

○ シンガポール

シンガポール国際仲裁センター（SIAC）が置かれており、同センターの国際仲裁取扱件数はアジア地域で最大である（同機関が公表している統計によれば、2017年の仲裁申立件数は452件）。

シンガポールにおいては、弁護士資格のない者による法律事務の取扱いが禁止され、違反行為には刑事罰等が科される（Legal Profession Act（Cap. 161）32条、33条、以下「非弁禁止規定」という。）。

他方、仲裁手続における当事者の代理には、非弁禁止規定は適用されない。

また、調停（mediation）手続について、外国弁護士による次の代理には、非弁禁止規定は適用されない。

- (i) 登録調停人又は指定調停機関により主宰される調停
- (ii) シンガポールを調停実施地とする国際合意（cross-border agreement（注1））に基づく紛争

（注1）「国際合意（cross-border agreement）」とは、次のいずれかの条件を満たす合意である。

- 少なくとも1以上の当事者が法人格を有し、シンガポール以外の国に所在地に所在地又は営業所がある
- 合意の主題が、
 - (i) シンガポール以外の国に最も密接に関連し、又は
 - (ii) シンガポールと物理的関連性がないもの
- 合意に基づく義務が、全体としてシンガポール以外の国で履行されるもの

○ 香港

香港国際仲裁センター（HKIAC）が置かれており、同センターの国際仲裁取扱はシンガポールに次いで多い（同機関が公表している統計によれば、2016年の仲裁申立件数は262件）。

香港においては、弁護士資格のない者による法律事務の取扱いが禁止され、違反行為には刑事罰等が科される（Legal Practitioners Ordinance（Cap. 159）、44条、45条、47条等、以下「非弁禁止規定」という。）。

これに対し、仲裁手続について、非弁禁止規定は適用されない（Arbitration Ordinance（Cap. 609）、63条）。

また、調停手続における援助（assistance）又はサポートには、非弁禁止規定は、適用されない（Mediation Ordinance（Cap. 620）7条）。

○ 韓国

大韓商事仲裁法院 (KCAB) が置かれている（同機関が公表している統計によれば、2016年の仲裁申立件数は62件）。

韓国では、弁護士資格のない者による法律事務の取扱いが禁止され、違反行為には刑事罰等が科される（弁護士法3条、34条、109条、102条）。

他方、我が国の外国法事務弁護士に相当する「Foreign Legal Consultant」及び外国弁護士に相当する「Foreign Licensed Lawyer」は「国際仲裁事件」の代理をすることができる（Foreign Legal consultant Act 24条、24条の2第1項）。ただし、「Foreign Licensed Lawyer」は、原則として韓国内での滞在期間90日を超えてはならない（同24条の2第2項）。

「国際仲裁事件」は、民事又は商事に関する仲裁事件であって、韓国を仲裁地とし、かつ、韓国法以外の国の法、韓国と外国との間の条約、韓国以外の国の条約又は一般に承認された国際慣習法が適用され得るものとされている（Foreign Legal Consultant Act 2条7項）。

○ オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）

オーストラリアには、オーストラリア国際商事仲裁センター（Australian Centre for International Commercial Arbitration）が置かれている。

シドニーのあるニューサウスウェールズ州においては、弁護士資格のない者による法律事務の取扱いが禁止され、違反行為には刑事罰等が科される（Legal Profession Uniform Law (NSW) No 16a 10条等）。

仲裁については、国内仲裁には商事仲裁法（Commercial Arbitration Act 2010）が、国際仲裁には連邦の国際商事仲裁法（International Commercial Arbitration 1979）がそれぞれ適用され、国際仲裁か否かは、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法の適用の有無等（注2）に依拠している（Commercial Arbitration Act 2010 1条(3)）。

国際商事仲裁においては、全法域における法律事務の資格者、その他当事者が選択した者は代理人となることができる（International Commercial Arbitration Act 1979 29条）。

（注2）「国内」仲裁とは次の場合である。

- (a) 仲裁合意の当事者が、締結時において（at the time of conclusion of the agreement）、オーストラリアに営業所を有していた場合であり、かつ、
- (b) 当事者が、当該合意から生じ得る紛争が仲裁により解決されることを合意していた場合（仲裁合意かそれ以外の文書かは問

わない) であり, かつ,

- (c) 国際商事仲裁モデル法が適用される仲裁でないもの

○ 米国（ニューヨーク州）

アメリカ仲裁協会(AAA)国際紛争解決センター(ICDR)が置かれている。

ニューヨーク州においては、控訴裁判所における一時的法律事務に関する規則(RULES OF THE COURT OF APPEALS FOR THE TEMPORARY PRACTICE OF LAW IN NEW YORK)において、法律事務を行うための承認を受けていない「弁護士(lawyer)」は、法律事務を行うための事務所の開設等が禁止されている(規則523.1)。

これに対し、ニューヨーク州において法律事務を行うことが承認されていない「弁護士」は、一定の要件の下(注3)，本州又は他の法域における、継続中又は新規の仲裁、調停その他の紛争解決手続やこれに合理的に関連する「一時的法律事務」(temporary service(注4))を行うことができる(規則523.1)。

(注3) 一時的法律事務を行うには、

① 当該「弁護士」が、

- ・他州(コロンビア特別区を含む)で法律事務を行うことが承認された弁護士、又は、
- ・米国外において一般に認識された法律専門職の一員である者、又は、
- ・弁護士として法律事務を行うことが承認され、又はこれに相当する者

であって、適切に構成された専門組織又は公的機関により実効的な監督及び規律及び懲戒に服している者である必要がある。

② 法律事務を行うことが承認されている法域において正当な地位を有していること

等を満たす必要がある。

(注4) 一時的であることを基礎とした法律事務(legal services on a temporary basis)であるとされる。

○ カリフォルニア州

カリフォルニア州においては、弁護士資格のない者の法律事務の取扱いが禁止され、違反行為には刑事罰が科される(Business and Professions Code 6125条, 6126条)。

最近まで、国際商事仲裁における外国弁護士の代理が認められていな

かったが、2017年2月に「カリフォルニア最高裁判所国際商事仲裁ワーキンググループ」において、カリフォルニア州が、ニューヨーク等と比較して国際仲裁の利用が低調である（上記ワーキンググループ報告書によれば、2015年のアメリカ仲裁協会国際紛争解決センターの管理件数は、ニューヨーク州が296件、カリフォルニア州が63件とされている。）等として、州外の弁護士又は外国弁護士の国際仲裁の代理を認める旨の法改正の提言がされ、本年7月に同法案が議会を通過、2019年1月に発効予定となっている。

同改正法は、有資格弁護士「Qualified Attorney」であって、次のいずれかに該当する場合には、国際商事仲裁又は関連する調停その他の紛争解決手続に関する法律事務をすることができる（改正民事訴訟法典（Code of Civil Procedure））。

- ① 当該法律事務が、州において承認を受けた弁護士であって、当該事件の活動に従事しているものと共同して行われる場合
- ② 当該法律事務が、当該弁護士が承認を受けた法域における法律事務に起因し、又はそれに合理的に関連する場合
- ③ 当該法律事務が、当該弁護士が承認を受けた法域に居住し、又は事務所を設けている依頼者のために行われる場合
- ④ 当該法律事務が、当該弁護士が承認を受けた法域と実質的関連性のある事件に起因し、又は合理的に関連する場合
- ⑤ 当該法律事務が、主として、国際法又は外国若しくは州外の法に準拠する事件に起因する場合

法律事務を行う有資格弁護士「Qualified Attorney」は、カリフォルニア州弁護士会のメンバーと同等に、専門職業務に関するカリフォルニア州規則（California Rules of Professional Conduct）及び当該弁護士の行為を規律する法に基づき、裁判所及び監督当局の管轄に服するものとされる。

なお、「国際」商事仲裁か否かの基準は、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法と同様の基準を用いている（民事訴訟法典1297.13条）。

（参考）UNCITRAL国際商事仲裁モデル法第1条

- (3) 仲裁は次の場合に国際的とする。
 - (a) 仲裁合意の当事者が、その合意時に異なる国に営業所を有する場合、又は、
 - (b) 次の場所の一つが、当事者が営業所を有する國の外にある場合、
 - (i) 仲裁合意で定められているか、仲裁合意によって定まる仲裁地
 - (ii) 商事関係の義務の実質的な部分が履行されるべき地、もしくは紛争の対象事項と最も密接に関連を有する地、又は、
 - (c) 当事者が、仲裁合意の対象事項が二国以上に関係する旨明示的に

別添3

合意した場合、

(4) 本条(3)項の適用上、

(a) 当事者が2以上の営業所を有するときは、営業所とは仲裁合意と最も密接な関連を有する営業所をいう。

(b) 当事者が営業所を有しないときは、常居所による。

※ いずれの国の制度についても、公開されている各国法令の規定等を要約したもの。

ヒアリング実施結果報告

外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会第1回において、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士でない外国弁護士（以下「外国法事務弁護士等」という。）の国際調停代理についても検討課題とされ、これに伴い、国際調停を取り扱っている機関や今後取扱いを予定している機関から、国際調停の実情、外国法事務弁護士等による代理の許容についてヒアリング調査をするとされたことを受け、今般、同調査を実施したので、以下のとおり報告する。

○ ヒアリング実施期間

平成30年9月4日から同月6日まで

○ ヒアリング実施方法

事務局である法務省大臣官房司法法制部及び日本弁護士連合会において、ヒアリング実施先担当者から直接ヒアリングを実施した。

○ ヒアリング実施先

一般社団法人 日本海運集会所
一般社団法人 日本商事仲裁協会
京都国際調停センター

○ ヒアリング結果概要

別紙のとおり

別紙

ヒアリング結果概要1 国際調停に関する状況等について

- 國際調停は、欧州においては、2008年のEU指令により、越境紛争についての国際調停による紛争解決の有用性が示されたことなどを受け、利用が進んできている状況にある。

アジアにおいても、シンガポールはもとより、香港、韓国及びインドなど、国を挙げて国際仲裁の活性化を図ろうとしている国々においては、国際調停の活性化をも図ろうとしている。もっとも、シンガポール国際調停センターでさえ、その取扱件数は年間20件程度であり、シンガポール国際仲裁センターが年間400件超の仲裁事件を取り扱っていることと比較すると、国際調停は、未だ発展途上の分野である。そのような中にあって、古くから調停に親和性のある日本は、当事者双方が外国企業であるいわゆる第三国調停も含め、この国際調停の分野を大きく伸ばしていく素地があるとの意見があった。
- 他方、現状、我が国において、国際調停の取扱例は非常に限られており、今回ヒアリングを実施した機関においても、取扱例はごく限られたものにとどまるとの意見があった。その中でも、現に国際調停を取り扱っている機関では、平成19年度以降合計8件程度の利用があるとのことであった。

2 国際調停として取り扱った紛争の内容等

- 我が国国内で実施されている調停とは異なり、一般的な国際調停のプラクティスは、数日間対面での調停手続を集中的に実施し、その数日間のうちに調停合意にまで辿りつかせるというものであり、国際仲裁と比較して費用がかからず、解決までの時間もからないことは、国際調停の大きなメリットであるとの意見が見られた。
- 仲裁合意のある事件で、国際仲裁付託後の調停という複合的手續が国際的にも利用されており、国際調停の利用の活性化は、国際仲裁の利用活性化にも直結する。他方、仲裁合意のない事件でも国際調停の利用可能性がある。一般に、仲裁は、仲裁判断により一審限りで解決を図ることで、その申立てには一定のハードルがあるのに対し、調停は、そのようなハードルがない。この点での潜在的な利用可能性は十分にある、また、調停後においても関係を継続することを見据え、合意による解決が好ましい事案もあり、そうし

た面での利用可能性もあるとの意見が見られた。

- 実際に付託された国際調停のケースとしては、一部機関では、取扱例自体が多くはないものの売買契約が多いのではないかとの意見もあった。
- 具体的な取扱ケースとして、次の事案が紹介された。

① ケース 1

当事者は、継続的な契約関係にある日系の完成品メーカーとアジア系の部品メーカーである。

日系メーカーがアジア系メーカーから仕入れた部品を使って完成品を製造したところ、同完成品に不具合が生じたことから調停となった事案である。

② ケース 2

当事者は、いずれも日系企業で、海外の建設工事をめぐり、損害賠償義務の有無が問題となって調停となった事案である。

※いずれのケースも、代理人は日本の法曹資格を有する弁護士。

3 国際調停事件か否かの基準について

- ある調停を国際調停として扱うか否かの基準については、各機関で様々である。一部機関では「一方当事者が外国人や外国法人である場合」と国籍による基準を設けているものがある一方で、「案件が渉外性を有するか否か」といった程度の区別にとどめ、日本企業同士の紛争でも、海外のプラント建設などの事案は渉外性があるものとして扱うなど、事案ごとに柔軟な運用を図っているとする機関があった。

4 外国法事務弁護士等に国際調停代理を認めることについて

- 国際紛争は、一方又は双方が外国企業であり、外国企業は外国弁護士に事件を依頼するので、裁判外紛争解決手続においては、外国法事務弁護士等が自由に代理できる環境の整備をすることは非常に重要であり、外国法事務弁護士等が我が国を紛争解決地として選択するためにも、外国法事務弁護士等に国際調停代理を認めることが必須であるということについては、ヒアリング先の機関の概ね一致した意見であった。

なお、関連して、自分が紛争当事者である企業の相談を受けている弁護士だとした場合、もし紛争解決地が当該国しか選択肢がなく、かつ、当該国における代理が認められず現地の弁護士に委託するしかないのであればやむを得ないが、そうではなく、自らが代理でき

る他の国を選択することができるのであれば、その国を紛争解決地として選択するのは当然であるとの意見もあった。

- また、国際的な仲裁実務では、仲裁手続に先立ち、調停を前置する多段階的紛争解決条項が利用される場面がよく見られる。しかし、我が国において外国法事務弁護士等に国際調停代理が認められなければ、そのような紛争解決条項を設けることができないため、こうした紛争解決条項を定めることを意図する契約当事者は日本を紛争解決地から除外することとなる。外国法事務弁護士等による国際調停代理の許容は、このような、我が国を紛争解決地とする上記紛争解決条項を置くことを可能とするものであるから、国際調停のみならず国際仲裁の利用促進にもつながると考えられるとの意見も出された。
- さらに、一部機関からは、平成8年に外国法事務弁護士等に国際仲裁代理を認める外弁法改正がなされた後、国際仲裁の申立件数が飛躍的に伸びたというデータがあり、こうした過去のデータに照らすと、国際調停についても外国法事務弁護士等に代理を認めることは重要であるとの指摘もあった。

5 その他

- 国際調停は、今、アジアで脚光を浴びており、シンガポールでは、シンガポール国際調停センターが約3年前に立ち上がったが、我が国でも、本年11月に京都国際調停センターが立ち上がる予定であるところ、既に海外の実務家から、主に商事事件の調停についての問合せが相当数来ているとのことであった。
- 国際調停は、仲裁合意のある事件に限らず、仲裁合意のない様々な事件を対象にし得る。その中には、商事に限らず、家事の分野についても、法律上合意ができないとされるものを除き、国際的な面会交流、子の引渡し等の事件を含め一定のニーズがあると考えられる。商事分野と比較して、外国弁護士に依頼する需要がどれ程あるかという問題はあるかもしれないが、言語を外国語対応とすることなどにより、一定のニーズを取り込んでいける余地はあるのではないか。門戸はできる限り開かれたものとするのが望ましいとの意見があった。

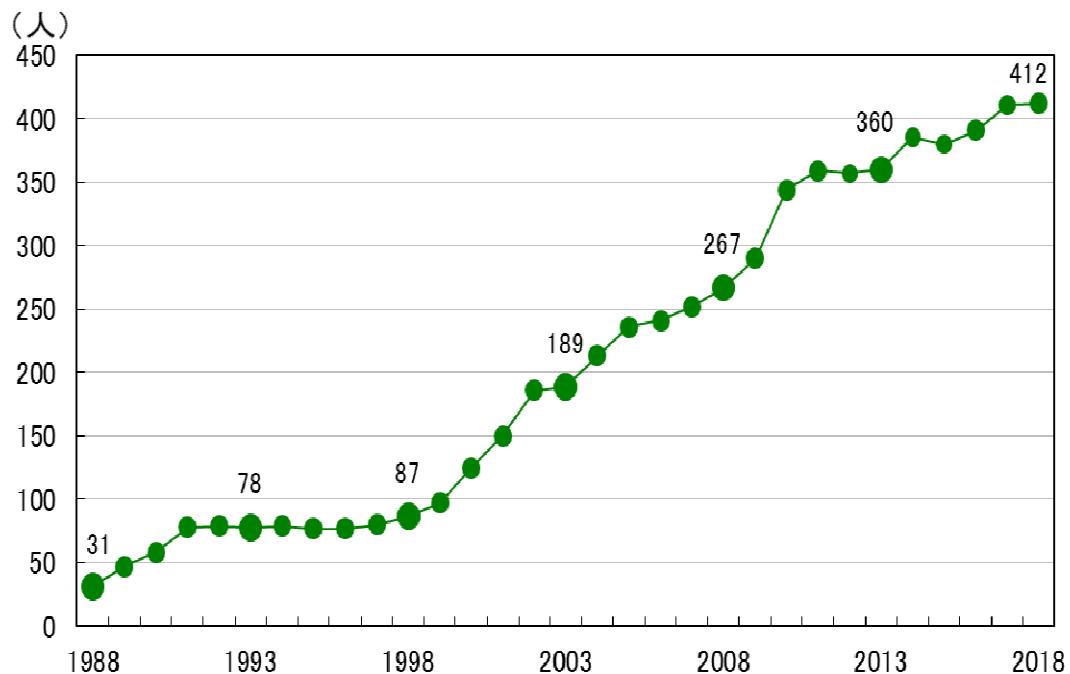
外国法事務弁護士登録者数等

【日本弁護士連合会会員数（2018年9月1日現在）】

弁護士会	52 会
弁護士	39,983 名
外国法事務弁護士	414 名
弁護士法人	1,165 法人
外国法事務弁護士法人	6 法人

【注】日本弁護士連合会会員は、上記の他に「沖縄特別会員(8名)」及び「準会員(0名)」によって構成される。

【外国法事務弁護士登録者数推移】



【注】1. 各年4月1日現在。

2. 外弁法の施行日が1987年4月1日であり、1987年4月1日時点での登録者はいない。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法改正の経過

- 昭和 61 年 5 月 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）成立（昭和 62 年 4 月施行）
- 法務大臣の承認の要件として相互主義、職務経験要件（資格取得国における 5 年以上の職務経験期間）等を規定
 - 外国法事務弁護士と弁護士の共同事業は禁止
- 平成 4 年 9 月 外国弁護士問題研究会（第一次外弁研）設置
- 法務省・日弁連が、外国弁護士受入制度等の調査・研究・検討を目的として設置
- 平成 5 年 9 月 第一次外弁研が提言
- 一定の共同事業の許容
 - 弁護士と外国法事務弁護士との共同事務所における弁護士の雇用の許容
 - 職務経験要件の緩和（労務提供期間の算入の許容）
 - 国際仲裁代理の一層の自由化について速やかに検討 等
- 平成 6 年 6 月 国際仲裁代理研究会発足
- 法務省・日弁連が、国際仲裁を活性化させる等の観点から、国際仲裁代理の在り方を研究することを目的として設置
- 平成 6 年 6 月 外弁法一部改正（平成 7 年 1 月施行）
- 相互主義の緩和（WTO 協定加盟国の弁護士には相互主義を適用しない）
 - 弁護士と外国法事務弁護士との特定共同事業の許容
 - 職務経験要件の緩和（5 年の職務経験期間に、日本における労務提供期間を 2 年まで算入し得るとするもの） 等
- 平成 7 年 10 月 国際仲裁代理研究会が提言
- 外国法事務弁護士及び外国弁護士による国際仲裁手続きの当事者の代理を許容
- 平成 8 年 3 月 規制緩和推進計画改定（閣議決定）
- 雇用禁止、職務経験要件及び第三国法取扱禁止につき、平成 8 年度中に見直しについての検討に着手すること 等

- 6月 外弁法一部改正（同年9月施行）**
国際仲裁手続における代理の自由化
- 12月 外国弁護士問題研究会（第二次外弁研）設置**
- 平成 9年 3月 規制緩和推進計画再改定（閣議決定）**
雇用、職務経験要件及び第三国法取扱いにつき、平成9年度中に見直しについての検討の結論を得て、これを踏まえ、同年度中に所要の法改正措置を講ずる。
- 10月 第二次外弁研が提言**
- 職務経験要件の緩和（職務経験期間を5年から3年に短縮し、日本における労務提供期間を1年まで算入し得るものとする）
 - 第三国法取扱いの許容（有資格者等による助言が条件）
 - 特定共同事業の目的の制限の緩和（涉外的要素を有する法律事務については、訴訟事務等に至るまでの提供を許容）
- 平成10年 5月 外弁法一部改正（同年8月施行）**
職務経験要件の緩和（職務経験期間を3年とし、日本における労務提供期間を1年まで算入し得るとするもの）等
- 平成11年12月 規制改革委員会第二次見解提出**
雇用禁止の廃止、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討すべきである。
- 平成13年 3月 規制改革推進3か年計画（閣議決定）**
特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討する。
- 平成15年 7月 外弁法一部改正（平成16年4月一部施行、同17年4月完全施行）**
- 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定の削除
 - 弁護士等と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士が権限逸脱行為を行うことの防止措置 等
- 平成19年 6月 規制改革推進のための3か年計画（閣議決定）**
外国法事務弁護士事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。
- 平成20年 5月 外国弁護士制度研究会設置**
- 平成21年12月 外国弁護士制度研究会が提言**

- A 法人（外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人）制度の導入
- B 法人（弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり日本法及び外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人）制度の導入

平成 26 年 4 月 外弁法一部改正（平成 28 年 3 月施行）

A 法人の制度化

6 月 規制改革実施計画（閣議決定）

職務経験要件の基準等について外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士に係る検討会（仮称）を設置する（平成 26 年度措置）。

10 月 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について（平成 26 年 10 月 10 日国家戦略特別区域諮問会議決定）

外国での弁護士資格取得者の国内での活動を推進する方策について、改正法案施行後半年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

平成 27 年 3 月 外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置

平成 28 年 7 月 外国法事務弁護士制度に係る検討会が報告書

- 職務経験要件の緩和に向けた前向きな検討をする。
- B 法人制度の導入を前提に、関係機関から示された懸念に対する配慮及びスムーズな組織変更を可能にするなどの課題について検討する。

平成 30 年 8 月 外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会の設置